

# 都市計画案の概要の縦覧・公聴会について

都市計画変更に関する案の概要の縦覧および公聴会を次のとおり実施します。

## 案の概要の縦覧

◆内	容	九十九里広域都市圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
◆期	間	12月12日(金)～26日(金)※土、日曜日を除く
◆時	間	8時30分～17時15分
◆場	所	市都市計画課および県都市計画課窓口

## 公聴会の開催

◆開	催	日	時	令和8年2月8日(土)10時～				
◆会		場		市役所市民室				
◆公	述	人	の	資格	市内に住所がある方（法人を含む）、利害関係がある方			
◆公	述	の	申	出	方法	公述申出書に住所、氏名などを記載し、意見の要旨を添えて千葉県知事あてで、市都市計画課へ持参または郵送 ※公述申出書は市都市計画課窓口にて取得できます。		
◆公	述	申	出	書	の	提出	期間	12月12日(金)～26日(金)※郵送の場合は26日(金)消印有効
◆公	述	人	の	選	定	希望者が多い場合は抽選（結果は本人に通知します）		
◆公	聴	会	の	傍	聴	公聴会の傍聴を希望する方は、直接会場にお越しください。ただし、先着順となりますので、満員の場合は、入場をお断りすることがあります。		

※公述の申出がない場合、公聴会は中止となりますので、令和8年1月13日以降に同課ウェブページにてお知らせします。

問合せ 市都市計画課 (8階) 〒297-8511 茂原市道表1番地 ☎(20)1546 FAX(20)1606  
県都市計画課 (中庁舎7階) 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
☎043(223)3375 FAX043(222)7844

## 「(仮称)茂原市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子」に対するパブリックコメントの実施について

本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念・責務・用語の定義を明確にし、犯罪被害者等の支援に係る政策を総合的に推進するため「(仮称)茂原市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。条例の制定に当たり、条例(案)の骨子を作成しましたので、市民の皆さんの意見を募集します。

◆意見募集期間	12月1日(土)～26日(金)
◆閲覧場所	生活課、同課ウェブページ、市役所1階情報公開コーナー、本納支所
◆意見の提出方法	生活課へ直接持参、郵送、FAX、メールにて ※持参の場合は、土日・祝日を除く

提出先・問合せ 生活課 (2階) 〒297-8511 茂原市道表1番地  
✉seikatu@city.mobara.chiba.jp ☎(20)1505 FAX(20)1600